

【令和元年第5回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和元年12月12日 文教委員長 河野 ゆかり

- 「議案第155号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
(市民文化局に関する部分)」

- 「議案第157号 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の制定に関する内容であるため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

*議案の提出とともに解釈指針が示されていない理由及びパブリックコメント受付期間後の取組について

解釈指針については、現時点では示すことができていないものの、可能な限り早期に示す必要があると考えている。パブリックコメントの受付期間後は、寄せられた意見の集約を行い、条例案への反映について検討を行っていた。

*解釈指針を示すことができた場合の議案審査への影響について

議案の提出と併せて示すことができていれば、審査に当たって非常に参考になったものと考えている。議案の賛否に関して、適切な委員会の判断がなされるよう十分に説明したい。

*本年6月24日の条例素案公表からこれまでに寄せられた市民意見について

素案の公表後、メール、電話、パブリックコメント等で様々な意見が寄せられたところである。特に多かった意見は、日本人に対する差別的言動が罰則の対象になっていないとの意見及び表現の自由との関係に懸念があるとの意見である。

*条例案に対する市民の理解について

定例記者会見において市長による「市民総意」との発言があったが、市民の理解とは市議会における議案の可決であり、中でも全会一致による原案可決が最も望ましいと考えている。全会一致の理解を得られるよう、この委員会審査において丁寧に説明していきたいと考えている。

*罰則対象の明確化に対する考え方について

罰則対象の明確化は非常に重要であると認識しており、パブリックコメントの結果を踏まえ、素案よりも罰則対象となる要件を具体化させたところである。また、差別的言動を行ってはならない対象についても、本条例案は国のヘイトスピーチ解消法に合致した内容となっているものと考えている。

*本邦外出身者に対する各種デモ行為がそれぞれ罰則対象となるか否かの判断について

罰則対象となるのは本邦外出身者に対して、「本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由」、すなわち、出自を理由として差別的言動を行った場合に限られるものであり、本邦外出身者に対する全てのデモ行為が罰則の対象となるわけではない。

*目の前で行われている罰則対象行為を見過ごす行為が第12条の「行わせてはな

らない」に該当するか否かについて

第12条の「行わせてはならない」については、単に罰則対象行為を見ていただけの者を対象とはしておらず、具体的な指示等で発言を行わせた場合を対象としているものである。

* 条例素案では第12条において場所の構成要件として示されていた「駅」が削除された理由について

素案では場所の構成要件について「道路、公園、広場、駅その他の公共の場所」としていたが、差別的言動等が実際に行われた場所を検証したところ、駅では実施されておらず、今後実施されることも想定しづらいため、「道路、公園、広場、駅」はあくまで例示であることを踏まえ、第12条から「駅」削除したものである。

* 繰り返すと罰則の対象となる「同様の違反行為」の解釈について

第13条の規定のとおり、1度目の違反行為の際の言動に係る「国又は地域」と同一の「国又は地域の出身を理由」として再度同様の行為を行った場合が、「同様の違反行為」に該当するものである。

* 第13条及び第14条の勧告・命令に関する規定における「地域を定めて」の方法について

勧告・命令を行う契機となる「不当な差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由」、先に行われた違反行為の態様等を勘案の上、差別防止対策等審査会の意見を聴いて決定することとなる。なお、対象とする範囲については、「特定の場所から半径500メートル」といった定め方のほか、行政区単位、道路単位等で定めるケースを想定している。

* 勧告・命令を行う根拠となる「不当な差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由」の解釈について

罰則対象行為を行うとする「予告」が該当する。予告の情報が寄せられたにとどまる場合についても、情報の信頼性を加味した上で勧告・命令に至る場合がある。

* 予告を市が閑知してから実行日までいとまがない場合の差別防止対策等審査会の開催について

差別防止対策等審査会は、表現の自由に配慮し、勧告・命令の実施を慎重に判断するために要となる機関であると考えており、指摘されたケースにおいても可能な限り開催する方針である。

* 差別防止対策等審査会の定足数について

差別防止対策等審査会の構成員は5名の予定であり、定足数は過半数の3名である。

* 差別防止対策等審査会を経ずに市長の判断で勧告・命令を行った場合における事後の審査会への報告について

一定の場合には、差別防止対策等審査会を経ずに市長の判断で勧告・命令を行うことができることとしているが、その場合は速やかに審査会に報告する予定である。

* 差別防止対策等審査会を経ずに市長の判断で行った勧告・命令が事後の審査会において無効にすべきとの意見が示された場合の勧告・命令の取消しについて

勧告・命令の最終的な判断を行うのは市長であるが、指摘されたケースにおいては審査会の意見を尊重し、改めて検討する必要があると考えており、結果として勧告・命令の取消しを行う場合も想定されるところである。

* 差別防止対策等審査会における違反行為の「事実認定」の実施の有無について

違反とみられる行為があった場合には可能な限り早く、必ず審査会を開催し、第12条に該当するかを判断することとしている。審査会において該当すると判断された場合は、それをもって違反行為の「事実認定」に当たるものである。

* 2回目以降の違反行為に対してあらかじめ開催する差別防止対策等審査会における前回違反行為の確認について

2回目以降の違反行為に対してあらかじめ開催する差別防止対策等審査会において、前回違反行為の確認についても行う考えである。

* 施行規則及び解釈指針における構成要件の明確化について

施行規則及び解釈指針の策定に当たっては、構成要件の明確化について十分に検討し、配慮していきたいと考えている。

* 東京弁護士会がモデルとして示した条例案を踏まえた違反行為の事実認定の有効期間の考え方について

東京弁護士会が示した10年の有効期間は、本市条例案における「繰り返し」の算定に係る前回の行政処分、すなわち前回の勧告・命令からの期間であり、本市は10年間の期間設定は過度であると考え、同期間を6か月と定めたところである。また、違反行為の事実認定については、単に違反行為が行われたことの認定に過ぎないことから、特段、その認定に係る有効期間を定めていない。

* 差別防止対策等審査会の開催頻度について

定例的に開催するのではなく、必要に応じて適宜開催することを考えており、具体的には現時点では答えられない。また、予告なしに罰則対象行為が行われることが増えた場合においては、表現の自由等に十分に配慮の上、審査会の開催頻度について、適宜検討していきたいと考えている。

* 条例施行後の社会状況の変化等を踏まえた条例改正を行うことへの考え方について

本条例に限るものではないが、施行後の運用状況を踏まえて、適宜見直し及び改正を行うことは必要であると考えている。

* 本市学校関係者に対する人権教育への考え方について

人権教育は重要なものとしてこれまで進めてきており、条例制定を契機に、まずは年度内に管理職へ周知を行う予定である。教員に対しては来年度に初任者、2校目異動者、中堅、15年経験者等、ステージに応じた研修の機会に行う予定である。児童生徒に対しては、その発達の段階に合わせたものが必要であると考えており、学校関係者の意見を踏まえ、適切な方法でしていく予定である。さらに、保護者に対しては、PTAの人権研修会を毎年実施しており、各校から代表者が参加し、その後、参加者が各校で研修の内容を周知する構造となっている。これらの取組により、本条例についても適切な周知が図られるものと考えている。

* 改定予定の人権施策推進基本計画における基本目標の設定について

現在の人権施策推進基本計画を基に、人権尊重のまちづくり推進協議会の意見を踏まえ、適切に検討していきたいと考えている。

* 解釈指針の内容及び策定スケジュールについて

解釈指針においては、具体的な事例及び各条文に対する考え方を示すことにより明確化を図る内容とする予定である。スケジュールについては、各条項の施行期日を考慮の上、速やかに進めていきたいと考えている。

* 条例に関する市民向け説明会の実施について

本条例の説明及び周知のみを目的とした説明会の実施予定はないが、かわさき人権フェア、人権学校等のイベントにおいて市民に対する条例の説明及び周知を図っていきたいと考えている。

* 本条例の運用に係る来年度の職員配置計画及び予算計上について

啓発に係るリーフレット、パンフレット等に係る予算と併せて、関係局と職員配置について協議を進め、必要な予算を要求しているところである。なお、具体的な額や職員配置人数については、示すことができる段階ではない。

* 人権施策推進協議会に係る予算規模について

本年度の予算は約75万円であり、令和2年度については増額し、約150万円を要求している。

* 大阪市と異なり、差別防止対策等審査会委員の選任について議会の同意を要せず市長専決とした理由について

議会の同意を要しないこととした理由は、閉会中等に本審査会委員の補充を行う際、速やかな対応を可能とするためである。また、審査会委員の氏名は公表されるため、一定の中立性が確保されるものと考えている。大阪市との比較ではなく、あくまで中立性及び速やかな対応を重視した結果である。

* 県警等との調整を含めた審査会委員の安全への配慮及び委員報酬について

安全性への配慮が求められることは承知しており、県警と適切な情報交換を行い、審査会の開催に当たっては必要な体制を検討していく予定である。現段階では審査会の安全性について県警と具体的な協議はしていない状況であるが、「公の施設」利用許可に関するガイドラインに基づく対応を行った際に県警を含む関係機関と調整を行っており、議案の可決後、各関係機関に丁寧な説明を行い、理解を得た上で取組を進めなければならないと考えている。また、委員の報酬については、取り扱う案件の性質から、高めの金額を想定しているところである。

* 違反行為の現場に赴く市職員の安全確保のために県警からの出向職員の受入れを行うことについて

警察との人事交流については必要性を検討しているところであるが、その実現について明言できる段階にはない。

* パブリックコメント実施後の大幅な内容変更及びタイトなスケジュールで議案提出に至ったことに対する本市における他の条例制定の事例と比較した上の考えについて

他事例に係るパブリックコメントに基づく大幅な素案の変更及び提出に至る

スケジュールについては把握していないが、周知の期間については他事例を参考に設定したものである。

* 解釈指針策定の進行状況について

これから策定に着手するところであり、現状では示すことができない状況である。

* 他都市におけるヘイトスピーチ対策に係る条例の運用状況及び制定後のヘイトスピーチ事案の増減について

把握していないため、示すことができない状況である。

* ヘイトスピーチ解消法に合致させるために罰則対象を本邦外出身者に対する差別に限定するに至ったことに係る国への働きかけ等について

本邦外出身者に対する差別のみが罰則対象であることについて、パブリックコメント等で多くの意見が寄せられているが、現在は、まず本条例の可決に全力を挙げている状況である。しかし、これらのパブリックコメントにおける意見は大変重要であると認識しているため、条例が制定された後には、何らかの形で行動を起こしていきたいと考えている。

* 「本邦外出身者」の定義及びヘイトスピーチ解消法との整合性について

第2条「定義」において、本条例内の「本邦外出身者」をヘイトスピーチ解消法の「第2条に規定する本邦外出身者」と定義し、法律と条例での定義を同一のものとしている。また、第12条においても「本邦外出身者」の定義について、「法第2条に規定する本邦外出身者をいう。」としている。

* 法第2条に規定された本邦外出身者の定義に示された「適法に居住する者」の部分についても条例において踏襲することとした理由について

本条例の制定根拠が法第4条第2項にあるため、「本邦外出身者」に係る定義については「適法に居住する者」の部分についても準拠したものである。

* 国が批准した人種差別撤廃条約に基づく法律が整備されない状況下でヘイトスピーチ解消法が成立したことへの考え方について

法の成立に当たっては様々な議論がなされたが、行ってはならない差別的言動として、特定の国又は地域の出身又はその子孫であることを理由に地域社会から排除することに限定されており、一定の配慮がなされているものと考えている。

* ヘイトスピーチ解消法制定に係る衆議院及び参議院の附帯決議に対する考え方について

衆議院及び参議院の附帯決議に示された「『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りである」との考えは本市としても大変重要なものであると捉えており、改めて説明をしていきたいと考えている。

* 「不当な差別的取扱い」の定義に合理的な配慮を欠くこと及びアウティングが含まれるか否かについて

「不当な差別的取扱い」は、正当な理由なくサービスの提供を拒否すること等を指しており、障害者等に対して合理的な配慮を欠くこと又はアウティングの行為 자체をもって該当するものではない。したがって、その例は多くないと考えら

れるが、場合によっては「不当な差別的取扱い」に該当することが考えられる。

* 障害者やL G B T等に係る差別防止条例を新たに制定することの可否について

本条例は他の差別防止に係る条例制定を妨げるものではない。

* 人権侵害に対する支援のための相談窓口の設置に対する考え方について

具体的に示すことができる段階ではないが、第8条に示した「その他必要な支援」の一環として、積極的に検討を行っているところである。現状の区役所等におけるカウンター越しの対応ではなく、プライバシーに配慮した空間にすべきと考えており、限られたスペースの中で専用の電話を設置する等、本市として適切な対応を行っていきたいと考えている。

* 相談窓口の設置に当たり他都市の先進事例を取り入れることへの考え方について

委員から紹介のあった障害者専用の窓口を設置している新潟市の例も含め、十分に精査の上、関係局と協力して進めていきたい。

* 本条例制定の背景の一つである障害者差別解消法との関係について

障害者差別解消法の内容を十分精査した結果として、本条例案は人権全般を対象としたものとなり、法に基づいて「不当な差別的取扱い」に係る規定を定めたものである。

* 市民及び事業者に対するレイシャルハラスメント等の防止に係る周知への考え方について

差別のない人権尊重のまちづくりに関する理解を深めてもらうことが第一に重要であると考えており、普及啓発に注力して周知を進めていきたいと考えている。

* 人権侵害に対する相談支援の対応主体及び支援の内容について

相談に対する対応主体は本市職員である。支援の内容については、障害者、L G B T、レイシャルハラスメント等それぞれの相談内容に応じて必要な対応はケースバイケースであるが、関係機関と連携し、相談者に寄り添った適切な対応を行っていきたいと考えている。

* 人権尊重のまちづくり推進協議会の委員を構成する「学識経験者」、「関係団体の役職員」及び「市民」への考え方について

「学識経験者」については人権関係、憲法等に詳しい大学教授、弁護士等を想定している。「関係団体の役職員」については当該団体からの被推薦者を選任することになるため、実効的な意見や発言ができる人材を推薦するよう依頼していく考えである。「市民」については附属機関等の設置等に関する要綱に基づいて募集を行うこととなるため、論文等の選考により、適切な人材を選任していきたいと考えている。

* 人権尊重のまちづくり推進協議会委員の再任への考え方について

附属機関等の設置等に関する要綱にのっとり、再任を行う予定である。就任時に10年を超えてはならないとされているところ、本協議会委員の任期は2年であるため、4回の更新が上限となる。

* 人権尊重のまちづくり推進協議会の構成員に与えられる身分保障及び守秘義務について

附属機関等の設置等に関する要綱を始め、各条例、規定等にのっとって対応していきたいと考えている。

《意見》

- * 本邦外出身者に対するデモ等の活動が全て罰則の対象となるか否かの質問を行ったのは、そのように危惧する市民の声が非常に多く寄せられたためであり、十分な周知期間が必要であったと考える。今後も市民理解を得られるよう、解釈指針の早急な策定はもとより、丁寧な説明・周知を徹底してほしい。
- * 第12条は罰則対象行為の構成要件となるものであり、第1項文末の「又は行わせてはならない」については、例えば「又は人を教唆して不当な差別的言動を行わせてはならない」等の法律でよく用いられる表現とすべきであったと考えるため、解釈指針の策定に当たっては必ず明確化を図ってほしい。
- * 第12条、第13条及び第14条は罰則対象行為の構成要件となるものであり、「あらかじめ」、「地域を定めて」を始めとした語句全般について、施行規則及び解釈指針の策定に当たっては必ず明確化を図ってほしい。
- * 本条例の制定により、本邦外出身者との会話の内容によっては罰則の対象となりかねないと市民に誤解され、本邦外出身者が地域等から疎外されることが懸念される。条例の内容に係る市民理解を促進するため、解釈指針を早期に策定するとともに、市民に対する説明会を開催する等、適切な対策を行ってほしい。
- * 市長が「市民総意」と発言している一方で、本条例案について誤解されていると思われる声が多数寄せられている状況がある。市民に対する説明会等の実施により、条例の周知を徹底してほしい。
- * ヘイトスピーチ解消法については課題があると考えており、その解釈に係る見解も分かれている状況である。同法の課題解消に向けた取組は非常に重要であり、本市の条例との整合性等のため、国に対して早急に、継続して働きかけてほしい。
- * 本条例は人権全般に関するものであるにもかかわらず、罰則対象が限定的である。適法ではない在留者、少数民族の出自に対する差別を始め、いかなる差別も許さるべきではない。今後も条例の在り方について熟考し、適正に運用してほしい。
- * 本条例案に対しては、「人種差別に対する条例制定の前に本邦外出身者のみを守る条例が制定されたのはなぜなのか」という市民の声が寄せられているところである。ヘイトスピーチ解消法成立時における衆議院及び参議院の附帯決議で示された、「『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りである」等の文言があれば誤解は少なかったものと考えるとともに、まさに人権全般を守るべく、条例の運用、取組等を引き続き真摯に進めてもらいたい。
- * 人権侵害に対する相談窓口について、例えば新潟市では障害者専用の窓口が設置されており、相談後のアフターフォローも十分に考えられたスキームとなっている。新潟市以外にも全国で約30自治体が条例を制定済みであり、他都市の先進事例を取り入れ、本市においても窓口の設置を速やかに進めてほしい。
- * 障害者差別禁止法において、理念の具体化は自治体の条例制定に任されているところである。その中で本条例の策定が進められてきたところ、条例案には「合理

的配慮」等への言及がなく、障害を持つ市民から落胆の声が寄せられている。法の理念を具体化する条例の制定に向けて、関係局と協力の上、積極的に推し進めてほしい。

- * 現在、本人に悪意がなくレイシャルハラスメントを生じてしまうことが課題とされているため、市民及び事業者に対して、適切な普及啓発を実施してほしい。
- * 人権侵害に対する支援相談の対応主体は本市職員であるとのことだが、専門スキルを持った職員が対応するよう検討してほしい。
- * 人権尊重のまちづくり推進協議会の委員となる「関係団体の役職員」の選任に当たっては、肩書だけにとらわれず、適切な意見を言える人材を推薦してもらうよう各団体に働きかけを行ってほしい。
- * 人権尊重のまちづくり推進協議会を構成する「市民」委員の身の安全及び守秘義務を課すことによる負担への対策を十分に行ってほしい。
- * 本条例案は人権全般を対象としたものであるところ、罰則規定の対象が本邦外出身者に対する差別的言動に限定されており、そのことに関する市民理解が進んでいない状況であると考える。また、罰則規定を付すことに対するヘイトスピーチ解消法との整合性についても疑問が残り、条例に係る解釈指針が示されていない段階で本議案について可否を表明することは時期尚早であり、継続審査の取扱いとすべきものと考えるが、採決を行う方向に決定したため、本議案に対しては、課題となっている市民理解の促進及び本邦外出身者以外を対象とした差別への対策に関する事項等について、附帯決議を付して賛成するものである。
- * 本条例については一刻も早い制定が望まれているところであり、公布の日、令和2年4月1日及び7月1日に向け、適切に施行できるよう支援してきたいと考えている。しかしながら、条例に対する市民理解が不十分である等の課題があると考えるため、本議案については附帯決議を付して賛成するものである。
- * 本条例案については、実効性の面と公権力濫用の回避のバランスが重要であると考え、注視してきたところである。インターネットの動画配信等ではJR川崎駅前のデモ等の様子が拡散しており、ヘイトスピーチを行う団体等に対する過剰な反撃も見られる状況である。本市南部はもとより、中部及び北部においてもこのような事態を発生させるべきではなく、市議会においても平成27年3月に国に対して「ヘイトスピーチを根絶するための対策を求める意見書」を提出、平成28年3月には「あらゆる差別の撤廃に向けたまちづくりの推進に関する決議」を、平成30年3月には「ヘイトスピーチの根絶に関する決議」を行っていることも踏まえ、あらゆる差別を対象とした本条例案を後押しする考えである。また、市民に対する条例の内容説明及びあらゆる差別への対応について言及した附帯決議案は条例を補完するものであると考えるため、本議案については附帯決議を付して賛成するものである。
- * 本条例案に関する市民の理解は「市民総意」に達していないと考えられ、現段階で可決することは逆に市民の分断を生むものと考える。解釈指針が示されていないことから、賛否を論ずることは時期尚早であり、本議案については継続審査とすべきものと考えるが、本条例が今後もあらゆる差別を許さない条例として成長

していくこと等を促す旨の附帯決議案が提案され、これに賛同できることから、本議案については、附帯決議を付して賛成するものである。

*本条例案については、骨子案及び素案が示された以後、専門家からも見識を得るなど研究を重ねてきたところである。その結果、課題と感じる点があつたため、11月の委員会において参考人招致を求めた経緯もあつたが、当局の丁寧な説明により一定の理解をしたところである。構成要件の拡大解釈や立法事実のない事項を含んでいる附帯決議案については賛成できないが、急ピッチで議案提出に至った背景である本市の「差別を絶対に許さない」という意思表示を強く感じていることもあり、本議案に対しては賛成するものである。

《議案第155号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第157号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第157号に対する附帯決議案の審査結果》

賛成多数附帯決議を付す

- 「議案第158号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第161号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

- 「議案第162号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも建築基準法の改正に伴う施設の基準の改正に関する内容であるため、2件を一括して審査

《議案第161号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第162号の審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第163号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

- 「議案第164号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも国の基準の改正に伴う関係保育施設に係る連携施設の確保等に関する内

容であるため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

- * 国による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正の内容について

国の基準において、一定の事業所内保育事業については認可保育所と同等の扱いが可能であることから、連携施設の確保が不要とされたものと認識している。

- * 家庭的保育事業における乳幼児に対する食事について自園調理が原則とされている理由について

平成27年に家庭的保育事業が認可事業として位置付けられた際、利用者に認可保育所と同等のサービスが提供されるよう、国が自園調理を義務付けたものと認識している。

- * 本市における両条例改正に伴う規制緩和の導入について

現状では、本市の事業者において導入する可能性は低いと考えている。

《意見》

- * これらの条例改正はいずれも家庭的保育事業等に対して一定の規制緩和を容認するものであり、保育の質の低下につながる懸念があるため、これらの議案には賛成できない。

《議案第163号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第164号の審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第169号 東住吉小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

- * 台風第19号による被害状況について

東住吉小学校自体には、水害を含め被害はなかったが、避難所として166人の避難者を受け入れた。

- * 災害時のエネルギー確保策について

東住吉小学校については、体育館に非常用自家発電機を設置しているほか、既存校舎の屋上にソーラーパネル及び蓄電池を設置しており、非常時にも一定の電源供給が可能である。

- * 学習を行う普通教室とわくわくプラザが共に1階に配置されることに伴う音の問題解決に向けた部屋の配置変更について

1階の普通教室を別階にある多目的教室やワークスペースに入れ替えることは物理的に可能であるが、学校の運用上可能であるかを検討する必要があるため学校との調整が必要である。

《意見》

- * 台風第19号による被害を教訓として、本増築工事に当たっては建物に十分な防災対策を講じてほしい。

- * 学校の新築・増築等に当たっては、関係各局と連携の上、昨今の災害を教訓とし、

非常時のエネルギー対策等を十分に念頭に置いた上で、適切な施設整備を行ってほしい。

- * 他校においても、普通教室で学習する児童への配慮から、わくわくプラザ室で遊ぶ児童に「音を出さないように遊びなさい」と指導がなされているなど、校内のレイアウトに音への配慮がなされていないケースが散見されるため、今後の施設整備等に当たっては、壁の防音等、十分な対策を講じてほしい。
- * 児童生徒数の増加に伴う多目的教室の普通教室への転用など、将来起き得る問題に対して柔軟に対応できる施設整備を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第173号 （仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」
- 「議案第174号 （仮称）川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」
- 「議案第175号 （仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

《一括審査の理由》

いずれも学校給食センターに係る契約変更に関する内容であるため、3件を一括して審査

《議案第173号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第174号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第175号の審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第176号 川崎市民プラザの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 指定管理者が替わることへの考え方について

選定評価委員会における審査結果において、実績評価点を除くと指定管理予定者である川崎みらい創造グループの方が現指定管理者であるN T J 共同事業体よりも38点高く評価されており、現指定管理者のこれまでの貢献度を加味した上でも、指定管理予定者から提案された内容がより優れていたものと考えている。

- * 指定管理予定者が提案した内容の優れていた具体的な点について

トレーニング室の全面的なリニューアル、セミナールームの稼働率改善、ホールへの専門的な人材の配置、子どもをターゲットとした先端技術を取り入れたイベントの実施、市民プラザにおけるいわゆるマルシェの実施等の提案内容が評価されたものであると考えている。

- * 指定管理予定者である共同事業体の代表者である株式会社コングレの評価につい

て

株式会社コングレは市民への趣味の教室及び地域交流事業並びに貸館業務に当たることになるが、他都市における指定管理の実績があり、そのノウハウが存分に発揮されることが見込まれる事業者であると考えている。

* **選定に至った理由の1つであるコスト削減に係る提案内容について**

具体例としては適切な人員配置、効率的な清掃の実施、効率的な修繕計画等が示されており、N T J 共同事業体と比べて毎年約100万円程度のコスト削減が見込まれる内容となっている。

* **提案された収支計画から見込まれる指定管理予定者の今後の自助努力について**

現在の講座を継続しつつも、スポーツ教室、文化系の各種市民教室等の新たな取組による収入が見込まれており、収支計画における「その他収入」に計上されている。なお、現在実施している講座についても継続し、利用者ニーズの調査等を行うことで更に充実させる提案もなされているところである。

* **市民プラザにおける橘ふるさとまつり等のイベントの実施について**

提案において、橘ふるさとまつり及び盆踊りについては引き続き実施する旨が示されており、今後も実施が継続されるものと考えている。

* **運営する事業体が替わった旨の市民への周知について**

現在、施設入口に指定管理者の名称が掲示されており、指定管理者が替わった後は指定管理予定者の名称が掲示される見込みである。さらにホームページでの広報により周知を図っていく考えである。

* **崖に面した立地である市民プラザの災害リスクへの考え方について**

庭園の一部が土砂災害警戒区域に指定されており、リスクを認識しているところである。今後、基本協定等、契約手続において指定管理予定者と災害時の体制について協議を行っていきたいと考えている。なお、現指定管理者との間においても、台風等による危険が想定される場合など、必要に応じて調整を行い、一定の区域を進入禁止とする措置を行うなどの対応を行ってきたところである。

* **災害時における吹き抜けのガラスの崩落の懸念等をはらむ建物の経年劣化への対策について**

令和2年度から災害時の一時滞在施設に位置付けられる本施設は築40年が経過しており、これまで長寿命化の対策等を講じてきたものの、老朽化が進行している部分が存在することは認識しているところである。調査により耐震性については問題がない旨の結果が出ているが、指定管理予定者に対してガラスの崩落の際には危険箇所への立入りを禁止するよう働きかけるとともに、事前の対策についても調整を進めていきたいと考えている。

* **リニューアルされるトレーニング室に付随する不衛生なシャワー室及び更衣室への対応について**

提案の中に示されていないため、委員の指摘を踏まえ、今後調整していきたい。

* **トイレの洋式化及び冷房設備の更新について**

冷房設備については今年度全面的に見直しを行い、問題がない状況となっているが、トイレの洋式化は今後の課題であり、指定管理予定者と協議の上、トイレ

の快適な利用に向けた取組を進めていきたいと考えている。

* 塗装のはがれやボイラー等の故障が目立つプールの設備更新について

現段階では設備更新の考えはなく、一時期、お湯の出が悪い状況があったが、貯湯槽を交換したことにより、現在はお湯の供給に問題がない状況となっているものと考えている。また、内部の塗装については、限られた予算に優先順位を付けて改修に充てていることから、対応ができていない状況が続いているところである。

* 宿泊室の再設置に対する考え方について

駅近郊へのホテルの進出等、地域の宿泊施設の現状を鑑みると、予算やニーズの面から宿泊室の再開は困難であると考えている。

* 市民プラザへのアクセスに対する考え方について

主な交通手段がバスであり、駅から離れた立地の不便性については認識しているところであるが、バスの増便は困難であると考えている。指定管理予定者の提案の中ではイベント等の実施の際に臨時便を運行する可能性が言及されており、今後も可能な取組を行っていきたいと考えている。

* 台風第19号の教訓を踏まえた災害時の施設管理の在り方について

施設の立地に起因するリスクは異なってくると考えており、市民プラザについては背後に急傾斜地を抱えた立地であるため、指定管理予定者との間で災害時の施設管理に係るマニュアルの内容についても含め、今後、十分な協議を行っていきたいと考えている。

* 指定管理者の変更に伴う従業員の引継ぎについて

従業員の引継ぎは大きな課題であると認識しており、現指定管理者に対しては在籍従業員の意向確認の実施を、指定管理予定者に対しては説明会の実施を働きかけたいと考えている。

《意見》

- * 市民プラザにおいて開催されている橘ふるさとまつり、盆踊り等の地域のイベントが今後も継続して行われるよう、契約に当たっては必ず明記してほしい。
- * 崖に面した立地に起因する市民プラザの災害リスク及び今後の災害対策について、指定管理予定者との間で十分に協議を行ってほしい。
- * 本施設が令和2年4月から災害時の一時滞在施設に位置付けられることも踏まえ、トイレの洋式化等の設備更新を、より一層推進してほしい。
- * 利用者の命に関わる等重要な事項に対して優先的に予算が執行されることは理解できるところであるが、プールの塗装の劣化は著しいものであり、必要な予算の確保に努め、早急な改修を実現してほしい。
- * 以前、施設に設置されていた宿泊室は料金が安価な点が非常に魅力であったため、再設置を検討してほしい。
- * 台風第19号による甚大な被害を被った市民ミュージアムやとどろきアリーナの教訓をいかし、指定管理予定者との間で災害時の対策について十分に協議し、万全の体制を構築してほしい。
- * 指定管理者の変更に当たっては、可能な限り、現在の従業員を継続雇用する方針

で進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 177 号 川崎市とどろきアリーナの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 令和元年 10 月 4 日に開催された選定評価委員会における議論の内容について

メインアリーナ周辺に利用者が滞留・交流できる飲食施設等がないことが課題であり、指定管理者のみで解決することが難しいため、市と指定管理者が両輪で対応を進めるべきであるという意見、プロスポーツチームが利用者に対して健康づくり教室等を行っている施設は全国的に珍しいことから、良いモデルケースとして発信してはどうかという意見等があった。

* 指定管理予定者に川崎ブレイブサンダースが構成員として加わったことへの考え方について

バスケットボールやチアリーディングの教室事業及びイベントの開催等により集客向上が見込まれるほか、チームの経営母体である株式会社ディー・エヌ・エーはスポーツ集客にたけており、同じく地域密着型スポーツチームである株式会社川崎フロンターレとともに構成員となることで、相乗効果が生まれることを期待している。

* かわさきパラマーブメントの推進に係る指定管理予定者からの提案内容について

月 1 回の障害者スポーツデーの開催、小中学生への障害者スポーツ体験講座及び東京 2020 オリンピック・パラリンピックの実施種目の体験会の実施、施設内の案内表示にユニバーサルデザインを取り入れるための刷新等の提案がなされたところである。

* 台風第 19 号の被害による収支計画への影響について

改修工事を目的に、令和 2 年 5 月から 10 月までの間、メインアリーナの利用を休止するため、利用料金収入の減が想定されるところである。その対応に係る予算措置については、予算議会である令和 2 年第 1 回定例会において議案として提出する予定である。

* 本指定管理議案と令和 2 年第 1 回定例会に提出予定の議案の関係について

本議案はコナミスポーツ株式会社を代表者とした共同事業体「とどろきスポーツ文化パートナーズ」を指定管理予定者として指定することの議決を求めるものであり、利用収入の減に伴う予算措置については、令和 2 年第 1 回定例会において、令和 2 年度における指定管理予定者の運営に係る予算を計上した当初予算議案を提出し、審議いただくことになる。

* 台風第 19 号に係る指定管理者の対応の検証が終結した後に本指定管理議案を改めて提出することへの考え方について

本指定管理に係る契約の始期は令和 2 年 4 月 1 日であるため、本議案を取り下げた後に令和 2 年第 1 回定例会において再提出した場合、手続が間に合わないと考えている。

* 平成 30 年度にコンプライアンス違反事例を生じた川崎市スポーツ協会が指定管理予定者の構成員であることに対する選定評価委員会での議論について

選定評価委員会において同協会に係るコンプライアンス事例に対する議論はなされず、財務上安定していること等について議論されたところである。しかし、本来は選定評価委員会において議論がなされるべきであったと認識しており、議論の前提として、事前の適切な情報提供が必要であったと考えている。

* 本市と指定管理者の間における台風第 19 号の被災を踏まえた防災対策の協議の有無について

指定管理者との協議は令和元年 10 月から実施しており、施設保全対策の事前準備、初動体制、警報発表時や浸水に至るまでの状況の検証等がその内容である。また、令和 2 年 1 月を目途に、10 月の協議内容を災害時の対応マニュアルへ反映させる予定である。

* 台風第 19 号の被災前である令和元年 10 月 4 日に開催された選定評価委員会において優れていると評価された災害対策に係る提案の内容について

統括管理者を始めとした災害時の組織体制及び近隣施設からの応援体制に係る提案内容が優れていると評価したものである。

* 運営コストの削減に係る提案の有無について

1 人が複数の仕事を行うスタッフのマルチジョブ化の導入により、人員コストを削減する旨の提案がなされている。

* 等々力緑地再編整備実施計画における民間活力の導入への考え方及び本指定管理予定者の位置付けについて

再編整備実施計画については令和 2 年度末に改定案を示す予定であり、その中で民間活力を導入すると示された場合は、その後に公募を行うこととなるため、本指定管理予定者との関連については現時点では言及できないところである。

* 施設内のトイレの整備状況について

平成 27 年度から平成 29 年度にかけて洋式化工事を行い、平成 30 年度にはオストメイトを設置する改修工事を行ったところである。

* メインアリーナの利用状況について

団体の利用が中心であり、中でもかわさきスポーツパートナー、川崎市スポーツ協会に所属する団体、学校関係等については優先的に利用できるよう調整しているところである。一方、一般利用者からの多数の申込みに対して、希望どおりの利用ができない状況を生じさせていることが課題であると認識している。

* B リーグから川崎ブレイブサンダースに示されている観客動員等に関する規定について

観客数 5,000 人以上、ホームゲームのうち 80 % 以上を特定の施設で開催することが規定として示されている。

* 団体及び個人のいずれからも利用ニーズが高いメインアリーナの利用調整に係る考え方について

使用頻度を一定の割合で示している川崎ブレイブサンダースを始め、団体・事業による利用を優先させるとともに、一般利用者に対しても一定の利用枠を設け

る方針で今後も進めていく予定である。

《意見》

- * 平成30年度にコンプライアンス違反の事例を生じた川崎市スポーツ協会は本市の出資法人である上、虚偽の報告をするなど事例が悪質であったことから、指定管理予定者として選定評価委員会に諮る際には、正確な情報を提供し、事実を確認した上で適切な議論を行う環境を整えてほしい。
- * 台風第19号の被災前である令和元年10月4日に開催された選定評価委員会において優れていると評価された指定管理予定者の災害対策について、その後の被害状況から得た教訓を踏まえ、更に充実したものとなるよう働きかけてほしい。
- * 等々力緑地再編整備実施計画における民間活力の導入に当たっては、本指定管理に係る各事業者の意見が取り入れられる体制を構築してほしい。
- * 施設内のトイレについて、現在も洋式の女子トイレが不足している等の利用者の声が寄せられている。引き続き適切な改修を実施してほしい。
- * 台風第19号に係る現指定管理者の対応には瑕疵があり、そのために本市に約2億円もの被害が生じたものであると考えている。検証の結果を十分に「有事対応ハンドブック」に反映させるとともに、必ず議会へ報告してほしい。
- * 台風第19号の被災状況が委員会で報告されて以来、議会において様々な指摘、議論があったところである。被害に関する検証はまだこれからという段階であるが、市民生活への影響を考えると、本会期において議決を行うことはやむを得ないものである。そのため、議決に当たっては、台風被害の責任を担保する意味で、被害の検証、議会への報告、水防対策等災害対策に関する危機管理マニュアルの充実等について、附帯決議を付して賛成するものである。
- * 附帯決議の提案に同調し、共同でその案を提出している立場であることから、本議案については附帯決議を付して賛成するものである。
- * 台風被害の検証結果は行政が議会宛てに報告するのが通常であり、指定管理者の指定に係る議案に対して、指定管理者からの報告を義務付ける附帯決議を付すべきではないと考える。したがって、附帯決議案については反対であるものの、本議案には賛成するものである。
- * 災害対策の実施は附帯決議を付すまでもなく行われるべきものである。また、指定管理者による施設運用は協定書等に基づくべきであり、協定書等に基づかずには指定管理者を拘束することは適切ではないと考える。そのため、附帯決議案については反対であるが、本議案には賛成するものである。
- * 指定管理者の指定に係る議案に対して、指定管理者からの報告を義務付ける附帯決議を付すべきではないことに加え、その内容である災害対策の実施は附帯決議を付すまでもなく行われるべきものであると考えるため、附帯決議案については反対であるが、本議案には賛成するものである。

《審査結果》

全会一致原案可決

《附帯決議案の取り扱い》

委員から本議案に対して附帯決議案を付すべきとの意見があり、附帯決議案が提

出された。議案可決後に採決した結果、賛成少数により否決された。

○「議案第 183 号 川崎市ヒルズすえながの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 選定評価委員会における議論の内容について

令和元年 10 月 17 日に開催された選定評価委員会においては、精神疾患を持つ入居者や外国人への対応、法人における職員の確保策、DV 被害を受けた入所者の安全確保策等について議論がなされたところである。

* ヒルズすえながの利用状況について

平成 31 年 3 月現在で 12 世帯が入所している状況である。

* 本指定管理に係る平成 30 年度指定管理者制度活用事業評価シートにおける「一部の職種が仕様書に定められた人数を満たさなかった」旨の記載の詳細について

平成 30 年度における母子支援員及び少年指導員の退職により、仕様書上の定員を満たさない状況が生まれたものの、条例上の施設運営基準に問題は生じず、適正に施設運営されたところである。

* 選定評価委員会における指定管理予定者からの提案内容について

他都市においても指定管理実績があることをいかし、先を見据えた人材登用・育成を推進する旨の提案があった。

* 現指定管理における地域との連携状況について

地域住民に対して DV 被害者の入所の可能性等、施設の特性を理解してもらうとともに、地域住民と退所者を招いた食事会等の地域交流を実施している。

* 提案された収支計画において本市からの指定管理料が収入のほぼ全てを占めていることについて

提案された収支計画のとおり、収入の大半を占める本市からの指定管理料のほか、地域住民からの寄付等により運営していくものと考えている。

* 平成 30 年度に生じた指定管理料の余剰金 700 万円の取扱いについて

余剰金 700 万円は母子支援員及び少年指導員の退職により生じた人件費等であり、可能な限り利用者に還元される方向で指定管理者と取扱いを検討している状況である。

* 指定管理において生じた余剰金は指定管理者のものとされている本市のマニュアルに対する考え方について

余剰金の取扱いについては総務企画局とも協議を行っており、選定評価委員会においても課題とされたところである。同委員会においては利用者への還元に努めるよう意見がなされており、本市としても意見に沿った方向で使途を定めていきたいと考えている。

* 現指定管理期間における退所者の退所理由及び人間関係のトラブルを理由とした退所の有無について

それぞれの事情を抱えた複数の世帯が同じ施設で生活している状況に対して、適宜適切な支援を行っており、主な退所理由は自立支援による生活自立があると考えている。また、他都市への転出による退所も一定数見られるところである。

る。

* 入所者からの相談体制について

施設において相談があった場合は聞き取りにより状況を把握し、適切な支援を行っている。そのほか、ケースワーカーやこども保健福祉課に相談がされることもあり、それぞれ適切な支援を行っている。

* 施設による入所者の金銭管理の実施について

本人の意向の確認やケースワーカー等との相談を行った上で、自身による金銭管理が難しい入所者に対しては、経済的な支援として実施する場合がある。

* 施設等の老朽化対策について

ヒルズすえながは築33年を経過しており、現在、令和10年までを期間とした修繕計画を立てている。その計画に基づき、屋上の防水、漏水への対応、街路灯の交換等の要望に対応しているところである。また、内装・キッチンの汚れ、冷蔵庫の老朽化といった各世帯単位の要望についても、指定管理者と協議の上、対策を進めていきたいと考えている。

* 施設の安全管理体制について

監視カメラの設置や施錠される時間の設定、夜間の警備員配置、警察と連携した防犯対策や毎月訓練等の対策を講じている。また、施設の職員に向けた安全管理に関するマニュアルも整備されているところである。

* さすまた等の防犯対策用品の配備について

現状の配備状況は把握できていないが、今後、必要に応じて整備を検討とともに、引き続き適切な安全対策を講じていきたいと考えている。

* 入所者に対する保育支援について

母親が働いている間、乳幼児については保育を実施しており、小学生については、施設の職員が勉強や遊び等の対応をしている。

《意見》

* 指定管理において生じた余剰金の使途については施設等への還元に用いるとともに、市民に対する透明性を確保してほしい。また、自助努力に基づかない余剰金の使途に関する本市のマニュアルについて、関係局と協議の上、適切な改善を図ってほしい。

* 施設によって金銭を管理されている入所者から、「子どもに満足な食事を与えることができずに困っている」旨の相談を受けており、施設による入所者の金銭管理の実施に当たっては、本人の意向やケースワーカー等との相談を十分に行ってほしい。

* 内装・キッチンの汚れ、冷蔵庫の老朽化等の各世帯単位の要望についても、指定管理者と協議の上、早急に対応してほしい。

* 昨今報道されているDV被害者の実態を鑑み、施設の安全対策には万全を期してほしい。

* 子を持つ入所者に対しては、災害発生時において施設職員が学校へ子どもを迎えに行くなど、世帯の状況に合わせた支援を実施するよう引き続き検討してほしい。

* 現指定管理者が次期指定管理者に選定されたとのことであるが、現指定管理期間

に係る議案審査の際に指摘した施設の問題ある対応が改善されているとはいえない状況である。本施設の運営に関しては、指定管理期間の更新時に事業者が変更となる可能性をはらむ指定管理者制度を採用すべきではないと考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「請願第7号 幼児教育・保育の無償化に伴う事務手続きについては、内閣府が示した事務手続きに基づき「償還払い」とすることに関する請願」

《請願の要旨》

本市の川崎認定保育園等に係る幼児教育・保育の無償化に伴う事務手続に関して、本年5月30日内閣府主催の「幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等説明会」で説明されたとおりの事務手続に基づき、「償還払い」で実施することを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

国からは、認可外保育施設の施設等利用給付費を保護者に支払う手法として償還払いと法定代理受領が示され、各自治体において選択し対応することとなっている。

償還払いとする場合においては、川崎認定保育園の事業者は、利用料の徴収後、領収書及び提供証明書を利用者に毎月発行する。川崎認定保育園を利用する子どもの保護者は本市に償還払い用の様式により施設等利用給付費を四半期ごとに請求する必要があり、請求の際には、施設が毎月発行する領収書と提供証明書を添付することとなる。本市は申請書類等を審査の上、利用者に対して施設等利用給付費を償還する流れとなる。

一方、本市が採用する法定代理受領の場合においては、川崎認定保育園は利用料の徴収後、利用料から施設等利用給付費を引いた差額分の領収書を発行することとなるが、利用料の支払に口座振替等を利用する保護者に対しては、その同意がある場合は、領収書を発行しないことが可能である。また、提供証明書については、本市から川崎認定保育園へ施設等利用給付費が支払われた後に送付を要する法定代理受領額通知の発行と兼ねることを可能としている。

償還払いの場合は提供証明書を毎月発行することを要するのに対して、法定代理受領の場合は年度内に1回の通知で済むことから、保護者に対する事務負担が軽減されることになる。さらに、川崎認定保育園から本市に対する施設等利用費の請求に当たっても、従来から行っている運営費助成と合わせて請求できるよう様式類を見直し、この点においても事業者の負担軽減を図ったところである。

また、本市の法定代理受領による利用料徴収に当たっては、保護者から施設等利用給付費分を差し引いて利用料を徴収するか、保護者から利用料を徴収後に施設等利用給付費を保護者へ返還するかについて、事業者がどちらかを選択することとしている。

次に、川崎認定保育園運営費助成金と施設等利用給付費に係る事業者負担軽減策として、令和元年10月以降、助成金の支払までの期日を20日間以上短縮するとともに、施設等利用給付費については、事業者が給付金相当額の3万7,000円

を差し引いて保護者からの利用料を徴収する方法と、保護者からの利用料全額を事業者が前月末などに徴収し、本市から助成金と給付金相当額が支払われた後に、施設から保護者に給付金相当額を返還する方法の選択制とし、事業者の金銭的な負担増とならないようにしている。

なお、法定代理受領を採用するに当たっては、本制度の実施前に事業者団体と意見交換を行うとともに、本年7月及び9月に合計4回開催した事業者説明会における様々な意見に基づいた検討を行い、法定代理受領の方が効率的かつ事業者の事務負担が少ないと加え、利用者の金銭的・事務的な負担軽減を図れると判断したところである。

最後に、請願に対する本市の考え方として、法定代理受領の採用は保護者の利便性とともに、川崎認定保育園の事務負担等にも配慮したものであることから、この仕組みを継続した上で、幼児教育・保育の無償化を推進していきたいと考えている。

《主な質疑・答弁等》

* 東京都特別区、横浜市及び相模原市における償還払いの採用状況について

自治体単独施策の認可外保育施設に関しては、東京都特別区では法定代理受領への転換を検討している3区を含む18区が償還払いを採用しており、法定代理受領を採用している区は5区である。また、横浜市及び相模原市については、法定代理受領を採用している。なお、横浜市同様、本市においても自治体単独施策である川崎認定保育園以外の認可外保育施設に対しては、償還払いを採用している。

* 川崎認定保育園の事業者による法定代理受領又は償還払いの選択の可否について

川崎認定保育園については、一律法定代理受領となる。ただし例外として、市外在住の利用者等、本市の運営費助成の対象とならない利用者に対しては償還払いとなる。

* 園の負担に対する支援策について

様式類の見直し等により、園の負担が増えないための配慮をしている。

* 運営費助成金及び施設等利用給付費の支払をサービス提供月に行えることになった経緯について

本年7月の事業者説明会における意見を踏まえた検討の結果、実現したものであり、9月の説明会の時点でサービス提供月内での支払方法に変更する旨を事業者に対して周知するに至った。

* 法定代理受領又は償還払いの選択に係る子ども・子育て支援法第30条の11の解釈及び利用者に対する説明について

法定代理受領又は償還払いの選択に当たって、同法においていずれかを優先すべきとはされていないものと解釈しており、利用者に対しても法定代理受領を採用したメリットを十分説明してきたものと考えている。

* 償還払いにおいて事業者が発行する領収書の額が5万円を超える園の割合について

3～5歳児については5万円を超える川崎認定保育園の方が多いと聞いている。

《意見》

- * 法定代理受領の採用に伴い生じる利用者の一時的な金銭的負担を始め、事業者・利用者の金銭的・事務的な負担軽減策を引き続き検討してほしい。
- * 幼児教育・保育の無償化に当たって、本請願で議論の焦点となった法定代理受領及び償還払いにおける事務手続を始め、新制度を適正に運用してほしい。

《取り扱い》

- ・ 開始したばかりの幼児教育・保育の無償化制度が適切に運用されることを見守るため、継続審査の取扱いを主張することも考えたが、現制度により最も大事な保護者の負担軽減が十分に図られており、通年の制度運用が始まる来年度4月までの間、引き続き本会議等における議論を行う場の確保のためにも結論を出すべきであるとの考え方であり、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 利用者が最大11万1,000円を一時的に負担するおそれがある償還払いの採用には賛同できないと考えている。また、法定代理受領を採用するに際しても、運営費助成金及び施設等利用給付費の支払サイクルが短縮されたことや、利用料徴収に当たって、事業者が施設等利用給付費分を差し引いて利用料を徴収する方式とするか、利用料徴収後に施設等給付費を利用者へ返還する方式とするか選択できる仕組みであるなど、事業者に対しても、一定の配慮がなされていると考える。事業者から本請願が提出された背景には、市から十分に説明を受けられていないという思いがあると推測され、引き続き本市から丁寧に説明をしていくことを期待して継続審査の取扱いと主張することも考えたが、継続審査とするよりも前に進めるため、結論を出すということであれば、利用者の負担の観点等から法定代理受領の採用がふさわしいと考えるものであり、本請願については不採択とすべきである。
- ・ 市としても助成金等の支払サイクルを20日間縮める等、事業者に対する配慮がなされており、利用者側に立った施策としては法定代理受領のほうが好ましいと考える。議論の活性化を議会の中で担保するということも踏まえ、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 法定代理受領又は償還払いの採用が自治体によって様々である中、本請願のような声が出ること自体、本市による制度の周知が不十分であることの裏返しである。利用者と事業者の双方にとってより良い手法を引き続き模索してもらうためにも取扱いを継続審査と主張することも考えたが、事業者に対する一定の配慮がなされていることや利用者視点に立った場合は法定代理受領の方が好ましいと考えられることから、議会における議論の活性化のためにも、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 第一に大切にしなければならないのは子どもたち及び保護者への影響だと考えており、本市としても、これまで様々な各関係団体と議論を重ね、ベストな手法だと判断して法定代理受領を採用した現制度を構築したものだと受け止めている。継続審議の取扱いとした場合、議会における議論に一定の制約が生じることもあり、今後も十分に議論をしていく土壌を確保するという前向きな意味でも本請願は不採択とすべきである。

《審査結果》

賛成者なく不採択